

令和7年5月29日

各 所 属 長 殿

生 活 安 全 部 長

防犯カメラの設置の推進について（通達）

防犯カメラは、犯罪抑止効果が高い重要なツールであるところ、防犯カメラの機能に鑑みて一般的に設置が求められる場所や、設置が必要な具体的な場所を洗い出す着眼点について、生活安全部長通達「安全・安心まちづくり推進要綱」の改正について」（令和7年5月8日付け生企発第354号。以下「要綱」という。）において示したところであるので、各警察署にあっては要綱を参考にし、自治体等と連携の上、下記事項を効果的に推進して、防犯カメラの設置を推進すること。

記

1 防犯カメラの設置が必要な場所の洗い出し

要綱及び別添を参考に、警察署ごとに防犯カメラの設置が必要な具体的な場所の洗い出しを実施すること。

2 自治体等との連携強化及び防犯カメラ設置の働き掛け

様々な機会を活用し、洗い出しを行った場所に十分な防犯カメラが設置されるよう、自治体等との連携を強化すること。

洗い出しの結果に基づき、自治体等に対して当該場所への防犯カメラの設置の必要性についてわかりやすく説明するとともに、「長野県警察街頭防犯カメラ設置促進事業」及び「重点支援地方交付金」を活用した防犯カメラの設置について、強く働き掛けること。

3 防犯カメラの調達・運用に当たっての留意事項

防犯カメラを調達・運用するに当たっては、自治体等と連携の上、要綱を参考に、一定以上の画質水準等の機能や、十分な保存期間が確保されるよう配慮すること。

加えて、防犯カメラの調達・運用に当たっては、各種セキュリティ評価制度を活用するなど、情報セキュリティの観点にも十分配慮すること。

4 報告

（略）

担 当：生活安全企画課（総合犯罪防止対策室）

防犯カメラの設置が必要な場所

1 犯行対象となり得る人・物が集中する場所

- ☐ 繁華街
- ☐ 商店街
- ☐ 目抜き通り
- ☐ 店舗（商業施設、貴金属店、コンビニエンスストア、金融機関（ＡＴＭコーナー含む。）、ドラッグストア等）
- ☐ 公共施設（官公署、図書館、児童福祉・高齢者福祉施設等）
- ☐ 学校
- ☐ 通学路
- ☐ 公共交通施設（鉄道駅・車両、バス停留所、港湾（旅客施設等）、空港等）
- ☐ 太陽光発電施設 等

時間帯によって多くの人が集中する、窃盗等の被害に遭いやすい物品が多数置かれているなどの特徴がある場所について、犯罪実態等も踏まえつつ洗い出しを行うこと。

2 時間帯によっては人通りが少なくなるなど、犯罪の実行場所となる可能性がある場所

- ☐ 住宅街（特に空き家の多い住宅街）
- ☐ 駐車場
- ☐ 駐輪場
- ☐ 地下通路
- ☐ 公衆トイレの入口付近
- ☐ 河川敷 等

時間帯によって人通りが少なくなる場所や、薄暗く見通しが悪い場所など、住民が不安感を覚え、犯罪が実行される可能性が高いと考えられる場所について、犯罪実態等も踏まえつつ洗い出しを行うこと。

3 犯罪実行者の集合場所等となる可能性がある場所

- ☐ 公園（特に出入口や公衆トイレの周辺）
- ☐ コインロッカー
- ☐ 高速道路のＳＡ、ＰＡ
- ☐ 公共のゴミ集積場
- ☐ ファーストフード店
- ☐ ホームセンター
- ☐ ぱちんこ、ゲームセンター等の遊技施設 等

犯罪の準備行為が実行される可能性が高いと考えられる場所のほか、時間帯によって多くの人が集中し、一般の人に紛れることで犯罪実行者が犯罪前後に待機しやすい場所や、被害品の受渡しに利用しやすい場所について、犯罪実態等も踏まえつつ洗い出しを行うこと。

4 その他犯罪実行者が犯行の前後に通行する可能性が高い場所

- 交通上の結節点（主要交差点、住宅街への出入口となるような道路、主要幹線道路からの支道等） 等

1～3で示した場所等で犯罪実行者が犯行に及ぶ際に通行する可能性が高い場所について、犯罪実態等も踏まえつつ洗い出しを行うこと。

防犯カメラの設置が必要な具体的な場所を洗い出す際の着眼点

別紙 3 - 1 で示した場所のうち、警察署ごとに防犯カメラの設置が必要な場所を具体的に洗い出すに当たっては、地方公共団体、防犯設備の専門家等と協働しつつ、下記の点を参考に洗い出しを実施すること。

- 犯罪の発生状況
 - ・ 犯罪の多発地点を確実に網羅できるか
 - ・ 犯罪の多発地点に至る経路や主要な出入口が撮影できるか
- 既設の防犯カメラの設置状況
 - ・ 防犯カメラが全く設置されていない又は設置数が少なく死角が多い場所はないか
- 人流
 - ・ 人流が集中し犯罪やその準備行為が発生しやすいと考えられる場所が網羅できるか
- 地域住民からの要望
 - ・ 警察や自治体に対して、地域住民から寄せられた防犯カメラの設置要望はないか
 - ・ 自主防犯ボランティアや学校での危険箇所に関する点検の結果、不安や危険を指摘された場所はないか
- 地理的条件
 - ・ 丘陵、河川、高速道路、線路等により地理的・物理的に地域が分断され、それぞれの地域間を移動する際に、必ず通行しなければならないような場所はないか

防犯カメラの設置に当たってのその他の留意事項

自治体関係部局、民間事業者等に対し、防犯カメラの整備を働き掛ける際には、下記の点に留意しつつ働き掛けを実施すること。

○ 必要な機能・性能

防犯設備の専門家等から助言を受けるなどしつつ、公益財団法人日本防犯設備協会が優良防犯機器認定制度（R B S S）において設定している、犯罪抑止や犯罪発生後の対処・追跡等の用途に必要な機能・性能を参考に、可能な範囲で、一定以上の画質水準や夜間でも撮影が可能な機能等、高度な機能を有した防犯カメラを調達・運用するよう働き掛けること。

また、保存期間については、用途、予算等の使用者の事情やプライバシーの観点等を勘案して総合的に判断されるものであるが、保存された映像を事後に確認する観点からは3カ月以上が望ましいことも念頭に、調達・運用の働き掛けを実施すること。

○ 情報セキュリティ対策

セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度（J C - S T A R）等の各種セキュリティ評価制度を活用するとともに、防犯設備の専門家等から助言を受けるなど、情報セキュリティ対策が講じられた防犯カメラを調達・運用するよう働き掛けること。

○ プライバシーの保護

プライバシーに配慮した防犯カメラの設置場所や撮影する画角とするよう指導・助言すること。